

人事・労務情報

2012年9月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文

東京都立川市錦町 2-6-7-2F

Tel 042-548-0288

E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com

<http://www.tanakajimusho.biz/>

年金を受給できる加入期間の短縮・産前産後休業が社会保険料免除に

初秋となり、日中は暑い日もありますが、朝晩は過ごしやすくなりました。さて、8月10日に、社会的にも関心の高い、「社会保障と税の一体改革関連法」が可決、国民年金法なども改正されました。今月は、改正点のうち、実務に影響があると思われる、3つをお伝えいたします。



1. 老齢年金の受給資格を得る年数が 25年から10年に短縮（平成27年10月施行） 将来の無年金者の発生を抑えるためですが、次の様なケースも考えられます。

【 ケース1 】

一時的に日本で働く外国人も、10年の加入期間で老齢年金がもらえるようになります。年金通算協定を締結していない国（中国など）の人は、25年間、年金に加入しなければ、受給資格を得られませんでした。今後は、10年の加入で年金がもらえますので、日本の年金受給資格を得る人が増えると考えられます。

なお、外国人のための「脱退一時金」という制度がありますが、加入期間3年でもらえる金額が頭打ちになり、3年以上日本で働いた外国人には不利な部分がありました。

【 ケース2 】

年金加入期間が短く、「これから年金に加入してもどうせもらえないし…」と考えていた、50歳前後の従業員も年金受給資格を得ることができます。

2. 週労働20時間以上のパート・アルバイトも社会保険に入る（平成28年10月施行）

小売業界などに大打撃を与えると思われた社会保険の適用拡大は、衆議院での修正で、週20時間働く他、「年収106万円以上」という制約が加わりました。

従来から、所得税上の扶養親族となるために、年収103万円以下に抑えていた人は、労働時間の見直しをしなくても、社会保険への加入義務は発生しません。

3. 産前産後休業も社会保険料免除となります。（施行日は2年以内）

育児休業期間（子供が満3歳になるまで）の社会保険料免除が、産前産後休業期間にも拡大されます。この期間は給料が支払われないので、社会保険料を給料から控除できず、従業員から会社に振り込んでもらうことが多かったのですが、今後はその手間もなくなります。（住民税は普通徴収に変更すれば、本人に支払ってもらえます。また、その支払いも本人の申請で、一時的に猶予してもらえます。）

以上